

財政・社会保障の持続可能性に関する「制度・規範ワーキング・グループ」会議資料

2011年10月6日

一橋大学経済学研究科

蓼沼宏一

## 1. 長期の世代間資源配分問題の特性

### (1) 関係する世代

- ①現在の退職者世代
- ②現在の勤労者世代
- ③現在の子供世代
- ④これから誕生する将来世代

の間の資源配分問題。

このうち、現在の政策について投票権（決定権）を持つのは①と②のみ。

### (2) 起因者と被害者（または受益者）との時間的隔絶

政策を決定する世代とその影響を受ける世代との時間的隔絶

### (3) 《将来世代の可塑性》

デレク・パーフィット(1982, 1984)によって指摘された将来世代の《非同一性問題 (non-identity problem)》。

将来どのような選好や価値をもつ人々が、どれだけの人口で存在することになるのかは、現在世代の行動によって決定される経路次第で異なる。(例：子供手当、社会保障政策)

2つの重要な含意：

- 1) 現在世代の行動がもたらす帰結を評価する際の情報的基礎である将来世代の選好が、現在世代の行動に左右されて異なる。  
→政策評価の困難性
- 2) 将来時点で意思決定を行う人々——その意思決定はさらに遠い将来の世代に影響を及ぼす——の選好および価値基準が、現在世代の行動に依存する。  
→教育・啓蒙活動の重要性

### (4) 将来発生する事象の不確実性

## 2. 規範的評価基準の適用可能性

### (1) パレート基準と補償原理

関係する人々すべてが自分自身の選好にしたがって比較するとき、誰も政策 a より政策 b を選好することはなく、少なくとも一部の人々は政策 a の方を選好するとき、政策 a は政策 b を《パレートの意味で改善する》または単に《パレート改善する》という。また、政策 a の実行がそれを実行しないという政策をパレート改善するとき、政策 a の実行は《パレート改善である》という。

政策 a を実行したときに、利益を得る人々から損失を被る人々へ《仮に》適切な貨幣の移転が行われれば全員の状態を高め得るとき、政策 a の実行は《カルドアの意味で改善》であるという。

適用上の問題：

- 1) 賦課方式の年金の負担と給付のように、コンスタント・サムの分配問題では、政策を巡って必ず利害対立があり、パレート改善は不可能。
- 2) 社会資本整備のための国債発行の場合には、その社会資本からの便益が十分に大きい限りにおいて、受益者への課税によりパレート改善を実現する可能性がある。
- 3) 長期の問題では、将来世代の可塑性（非同一性問題）により、個々人の選好に照らして2つの政策の帰結に序列を付けることは不可能。

### (2) 権利と義務

「将来世代は現在世代に対して財政赤字の削減（あるいは社会保障制度の改革）を要求する権利をもち、現在世代は将来世代に対して財政赤字の削減（あるいは社会保障制度の改革）を実行する義務を負う」という主張は正当か？

将来の被害者の可塑性のために、将来世代と現在世代との関係をこのように単純な権利—義務関係で把握することには論理的な難点がある。なぜなら、巨額の財政赤字の削減あるいは社会保障制度の改革といった、人々への影響の大きい政策が実行された場合と、実行されなかった場合とでは、将来存在する人々の identity が異なるからである。

### (3) 責任と補償

ドウォーキン(1981)、ローマー(1985, 1986)、フローベイ(1995, 1998)

《支配に基づく責任 (responsibility by control)》：ひとは自分の自由意志によってコン

コントロールできる選択の帰結に対しては責任を負う。《選択の自由》を行使することに伴う責任を選択主体に帰属させて、その選択が不利な結果に帰着してもその責任の転嫁を認めない。逆に、自分がコントロールできない要因による不利益に対しては、社会的な《補償 (compensation)》が支払われなければならない。

現在世代の決定する財政赤字や社会保障制度に関わる政策は、将来世代の人格および厚生に対して、将来世代には責任を問えない形で影響する。さらに、現時点で実行する政策を完全にコントロールしているのは現在世代である。

将来の被害者の可塑性のために、現在世代が行う選択の結果に依存してその選択の帰結を経験する主体の人格が決定され、その主体が享受し得る厚生もまた決定される。したがって、ある政策が実行された場合に生存する将来世代が、現在世代の行為によって被害を受けたとは言えず、被害に対する補償を要求することも正当化できない。

長期的な経済政策の規範的基礎を求めるためには、現在世代が行う《選択》の意味とその選択に伴う《責任》の意味について、さらに注意深い考察が必要。

### 3. 歴史的経路選択に対する責任

#### (1) 支配に基づく責任

現在世代による財政赤字や社会保障制度に関わる政策決定は、将来世代の人格および福祉に対して、将来世代には責任を問えない形で影響する。

現時点で実行する政策を完全にコントロールしているのは、ひとえに現在世代である。

現在世代が行う選択は現在から将来への歴史的経路の選択である。

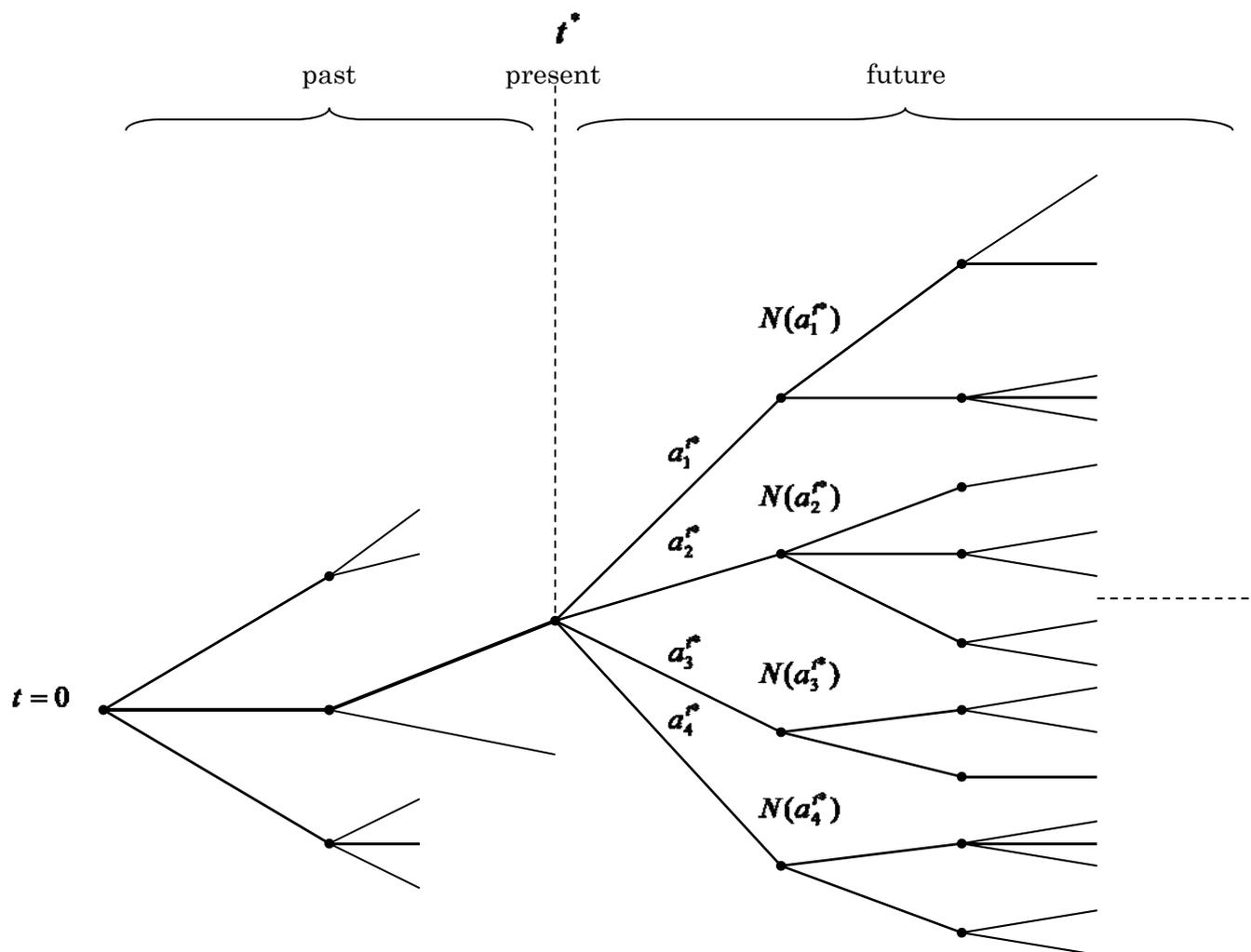
この選択は将来世代の人格と彼らが享受する厚生の双方を、一方的・外部的・不可逆的に決定する行為である。

現在世代の選択は、潜在的に生存可能な将来のすべての人々の存在および厚生に影響を及ぼす社会的・歴史的選択でありながら、時間的構造のために将来世代はその意思決定に関与できない。

現在世代の選択は、潜在的に生存可能なすべての人々を代表して行われる意思決定である。

現在世代が将来世代に対して負うべき《責任》とは、明確な評価基準に照らして現在世代の選択が社会的に最善であると説明可能な経路を選択する責任——《説明責任

(accountability)》 —である。



図：世代間の歴史的構造

## (2) 歴史的経路における継起的意思決定

将来世代の可塑性により、現在世代の選択は将来時点の意思決定基準を変え得るという間接的効果を通じて、将来時点の選択にも影響を及ぼす。

現在世代の選択がもたらす3つの効果：

- 1) 現在および将来の客観的環境に及ぼす直接的効果
- 2) 将来の被害者（または受益者）としてのひとびとの存在と特性に及ぼす効果
- 3) 将来の意思決定主体としてのひとびとの選好や価値基準に及ぼす効果

## 4. 歴史的経路の評価基準とその含意

現在から将来への歴史的経路を規範的に評価する基準

### (1) 責任と補償

仮に、国家財政が破綻し、金融危機、不況、高失業率等を引き起こした結果、その時点で生存する世代の厚生を著しく低下させたとする。このように、自己が責任を負うべきではない要因によって低水準の厚生しか実現できない世代の存在する経路は、望ましいとは言えない——たとえ、その世代が現在世代に対して補償を要求する権利を有しないとしても。

### (2) 選択の自由の尊重

巨額の財政赤字は、将来世代の選択し得る財政政策および再分配政策を制約する可能性がある。各世代の自由な選択が阻害されている歴史的経路は、望ましいとは言えない。

### (3) 社会厚生の評価

#### 1) 個人の境遇評価の情動的基礎

《効用》：快樂、幸福、欲望充足という主観的感情

《社会的基本財(social primary goods)》 (ジョン・ロールズ(1971))：

所得と富、基本的自由、移動と職業選択の自由、責任のある地位、自尊の社会的基盤など、個人がどのような価値をもととも、その価値の追求手段として有用な資源

《機能と潜在能力 (functionings and capabilities)》 (アマルティア・セン (1980, 1985) :

適切な栄養を得ること、健康であること、防ぐことのできる疾病による死亡を回避すること、自尊を維持すること、共同体の生活に参加することといった、個人が維持できる状態および為し得る行為であって、《個人の存在自体を構成する要素》を《機能(functionings)》とよぶ。

個人が実現できる機能のさまざまな組み合わせ全体から成る集合を《潜在能力 (capability)》とよぶ。これは、個人の生き方・在り方に関する選択の自由度を表現する。

## 2) ロールズ格差原理

現在から将来への歴史的経路を評価する際に、評価主体がどれだけ個人的な利害を離れて《不偏的 (impartial)》な観点から評価を行うかという点が重要。

ロールズ (1971) は、《原初状態 (original position)》という仮想的な状況を設定。歴史的経路の選択という論脈では、原初状態においてひとは自分がどの世代に生まれ落ちることになるか、また生まれ落ちた世代内でいかなる社会的位置を占めることになるか、そして同世代の人々と比較して自分がどのような優位または劣位をもつことになるかを知ることができないものとされる。そのため、どの世代のどの社会的位置に生まれ落ちるにせよ、その立場の如何にかかわらず公正な社会的処遇を期待できる状態を優先的に評価する誘因をもつことになるために、ひとは倫理的に不偏的な判断をくだすことになる。

ロールズは、原初状態という理論的な虚構のもとでの合理的な選択は、最も不遇なひとの境遇をできるだけ改善する歴史的経路を選択することだと考えた。この評価基準は《格差原理》ないし《マキシミン原理》とよばれる。

この原理に基づく選択は、どのような情動的基礎に依拠して人々の境遇を測るかという測定基準の設定次第で、異なるインプリケーションをもつ。

## 3) 功利主義

個人間で比較可能かつ基数的な効用の存在を仮定。

評価基準として、人々の効用の総和を計算する《総効用関数》と、効用の平均値に注目する《平均効用関数》がある。人口が固定されている社会においては両者がもつインプリケーションは同一であるが、《将来の被害者の可塑性》により人口自体が内生変数である場合

には、全く異なるインプリケーションが導かれる。

(a) 総効用関数

《repugnant conclusion》(デレク・パーフィット (1982, 1984)):

任意の社会状態に対して、人口一人当たりの効用はより低い、十分に大きな規模の人口が生存するために総効用はより高い社会状態が存在する。この場合、一人一人は貧困でありながら膨大な人口を抱える社会状態の方がより望ましいと、この基準は判断することになる。

(b) 平均効用関数

上記の repugnant conclusion は回避される。

他方、任意の社会状態に対して、そのもとで人々が得る平均効用を下回る効用しか享受していない人々が仮に存在しない社会状態を考えると、後者の状態では前者の状態で得られるよりも高い社会厚生が得られることになる。享受する効用が平均以下であるとはいえ、その人々の一生もまた生きるに値する (life worth living) ものであるとしても、この社会厚生関数はそのような価値ある人生が実現しないほうが社会的に望ましいと評価してしまうという、別の意味での《repugnant conclusion》が導かれる。

(c) Critical-Level Utilitarianism :

ブラッコビー=ボッサール=ドナルドソン (1995, 1997):

効用を《生きる価値のある life》とそうでない life との境界値をゼロとすることによって標準化した上で、効用の総和をとる。

参考文献

Blackorby, C., W. Bossert and D. Donaldson (1995): ‘‘Intertemporal Population Ethics: Critical-level Utilitarian Principles,’’ *Econometrica* 63, pp.1303-1320.

Blackorby, C., W. Bossert and D. Donaldson (1997): ‘‘Critical-level Utilitarianism and the Population-ethics Dilemma,’’ *Economics and Philosophy* 13, pp.197-230.

Dworkin, R. (1981a): ‘‘What is Equality? Part 1: Equality of Welfare,’’ *Philosophy and Public Affairs* 10, pp.185-246.

Dworkin, R. (1981b): ‘‘What is Equality? Part 2: Equality of Resources,’’ *Philosophy and Public Affairs* 10, pp.283-345.

Dworkin, R. (2000): *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press.

- Fleurbaey, M. (1995): ``Equality and Responsibility,’’ *European Economic Review* 39, pp. 683-689.
- Fleurbaey, M. (1998): ``Equality among Responsible Individuals,’’ in Laslier et. al. (eds.) *Freedom in Economics: New Perspectives in Normative Analysis*, London: Routledge.
- Parfit, D. (1982): ``Future Generations, Further Problems,’’ *Philosophy and Public Affairs* 11, pp. 113-172.
- Parfit, D. (1984): *Reasons and Persons*, Oxford: Oxford University Press. (森村進訳『理由と人格』勁草書房, 1998年.)
- Rawls, J. (1971): *A Theory of Justice*, Cambridge: Harvard University Press.  
Revised edition, 1999. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論 改訂版』紀伊国屋書店, 2010年.)
- Roemer, J. E. (1985): ``Equity of Talent,’’ *Economics and Philosophy* 1, pp. 151-181.
- Roemer, J. E. (1986): ``Equality of Resources Implies Equality of Welfare,’’ *Quarterly Journal of Economics* 101, pp. 751-784.
- Sen, A. K. (1980): ``Equality of What?’’ in S. McMurrin (ed.) *Tanner Lectures on Human Values*, Vol. I. Cambridge: Cambridge University Press.
- Sen, A. K. (1985): *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland.  
(鈴木興太郎訳『福祉の経済学：財と潜在能力』, 岩波書店, 1988年.)
- 鈴木興太郎・蓼沼宏一「地球温暖化の厚生経済学」鈴木興太郎編『世代間衡平性の論理と倫理』東洋経済新報社, 第5章.